

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成31年3月6日 05時00分ごろ
発生場所	千葉県九十九里町 ^{まがめ} 真亀川河口南東方沖 片貝港北防波堤灯台から真方位216° 2.6海里付近 (概位 北緯35° 29.8′ 東経140° 26.1′)
インシデントの概要	漁船第五庄 ^{しやうえい} 栄丸は、操業中、漁具の引き綱がプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年3月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五庄栄丸、4.91トン
船舶番号、船舶所有者等	CB3-65156（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約2m、潮汐 ほぼ高潮時 千葉県大網白里市及び九十九里町では、平成31年3月3日10時27分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であつた。 日出時刻：06時02分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、機関を中立運転とし、船首を北東方に向けて漂泊中、船長が、^{けたあみ}桁綱を舷外に少しはみ出す状態で前部甲板左舷側ブルワークに立て掛け、桁綱の引き綱（以下「本件引き綱」という。）を海中に垂らして投網準備をしていたところ、南東方からの風及び波により北西方に圧流されるようになり、船体の動揺が増した。</p> <p>船長は、桁綱を投網しようとして機関を前進としたところ、海中に垂らしていた本件引き綱がプロペラに絡まり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が僚船に救助を依頼した後、波浪により九十九里浜に漂着し、船長及び乗組員が海岸に上陸した。</p> <p>船長は、本件引き綱がプロペラに絡まない長さにして海中に垂らしていたものの、波浪の影響で船体の動揺が増大した際、本件引き綱が船上から大きく引き出され、プロペラ付近まで垂れ下がったのではないかと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、本件引き綱を海中に垂らして漂泊中、船長が、船体の動揺で本件引き綱が船上から大きく引き出されていることに気付かず、プロペラの周囲に本件引き綱がある状態で機関を前進としたことから、

	<p>本件引き綱がプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、本件引き綱を海中に垂らして漂泊中、船長が、船体の動揺で本件引き綱が船上から大きく引き出されていることに気付かず、プロペラの周囲に本件引き綱がある状態で機関を前進としたため、本件引き綱がプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機関を運転する際は、漁具のロープが絡索するおそれがないことを確認すること。